

受理官庁 ME	経済発展省知的所有権部 (モンテネグロ)	附属書 C ME
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	モンテネグロ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語又はモンテネグロ語 <sup>1</sup>	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	2	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか? <sup>2,3</sup>	認める。受理官庁はePCT出願による電子出願を認める <sup>4</sup> 。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか(PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ユーロ (EUR)	
送付手数料	EUR 15	
国際出願手数料	EUR 1,235 (1,305) <sup>5</sup>	
30枚を超える1枚ごとの手数料	EUR 14 (15) <sup>5</sup>	
減額(手数料表第4項に基づく):		
電子出願 (文字コード形式による願書)	EUR 186 (196) <sup>5</sup>	
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	EUR 279 (294) <sup>5</sup>	
調査手数料	附属書D (EP) 参照	
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	EUR 5	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	受理官庁に問合せされたい	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語(附属書D参照)である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない(PCT規則12.3)。
- 2 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される(「受理官庁に支払うべき手数料」参照)。
- 3 国際出願に、明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、WIPO標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出することが望ましい。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。ただし、この配列リストを画像ファイル形式(PDFなど)で提出した場合には、各頁につき手数料を支払う(2009年5月14日付公示(PCT公報)79頁参照)。
- 4 関連する受理官庁の通告については、2021年6月24日付公示(PCT公報)115頁以降を参照。
- 5 括弧内の額は2022年7月1日から適用される。

M E

経済発展省知的所有権部  
(モンテネグロ) (続き)

M E

---

受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がモンテネグロに居住している場合 要，出願人がモンテネグロの非居住者である場合
誰が代理人として行為できるか？	受理官庁 <sup>6</sup> が保管する代理人登録簿に登録されている法人若しくは自然人，又はモンテネグロ法曹協会名簿に登録されている弁護士
委任状の提出要件の放棄	
受理官庁は，別個 <sup>6</sup> の委任状を提出する要件を放棄しているか？	していない
受理官庁は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	していない

---

---

<sup>6</sup> 受理官庁に問合せされたい。